

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまに届出のお願い

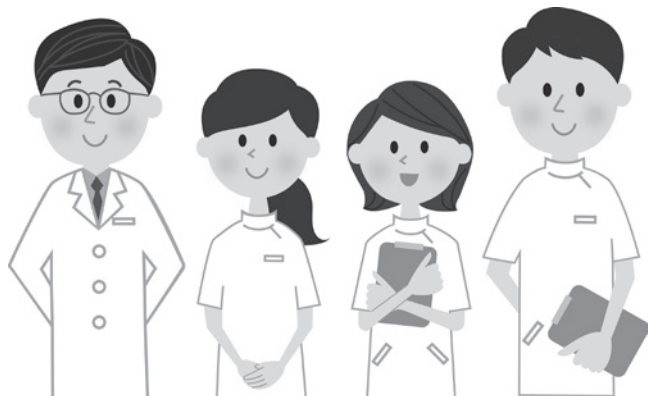
日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、2年に一度、12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法、薬剤師法で規定されている事項について、当該年の翌年1月15日までに厚生労働大臣に届けることが義務づけられています。

本年はその届出年に当たりますので、所定の届出票に記入のうえ、原則として住所地の保健所へ提出をお願いします。複数の従事先がある場合は、1枚の届出票に主たる従事先および従たる従事先の記載をお願いします。また、12月31日現在就労していない場合であっても、届出票の提出漏れのないようにお願いいたします。

この届出により得られる行政記録情報を利用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行い、その集計結果は今後の厚生労働行政の重要な基礎資料となります。

また、2年ごとに届出を行わないと「医師等資格確認検索シ

ステム」および「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、お忘れなく届出をお願いします。
なお、届出票の用紙につきましては最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードをお願いします。



© ofo* stock.adobe.com

▶ 医師等資格確認検索システム(医師・歯科医師)

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/



▶ 薬剤師資格確認検索システム

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_iryaku/



● ダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/tp181016.html

